

学校安全計画の策定及び危険等発生時対処要領の作成について

学校保健安全法第 27 条及び第 29 条により、全ての学校において学校安全計画策定と危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成が義務付けられています。

未策定・作成の学校においては、確実に策定・作成するとともに、策定・作成後も随時見直し行ってください。

1. 学校安全計画の策定

学校安全計画は、学校保健安全法により全ての学校において策定し、これを実施することが義務付けられていることから、未策定の学校においては確実に策定すること。その際、学校安全計画の中に、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に関する研修について盛り込むこと。また、学校安全計画は、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ見直しを行った上で策定されるべきものであり、随時、見直しを行うこと。

<学校安全計画を策定している学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 27 年度実績	96.5%	98.5%	99.9%	83.8%

<定期的又は必要に応じて、学校安全計画の見直しを行った学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 27 年度実績	92.9%	97.7%	96.7%	75.6%

2. 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

危険等発生時対処要領は、学校保健安全法により全ての学校において、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため作成が義務付けられている。未作成の学校においては、不審者侵入や自然災害への対応のほか、あらゆる場面における様々な危機事象を想定し、確実に作成すること。また、学校の教職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において教職員が適切に対処するために必要な措置を講じ、随時、見直しを行うこと。

なお、危険等発生時対処要領の作成・見直しをする際には、学校が立地する自治体の地域防災計画や国民保護計画等についても考慮すること。

<危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 27 年度実績	97.2%	100.0%	99.9%	87.0%

<定期的又は必要に応じて、危機管理マニュアルの見直しを行った学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 27 年度実績	90.5%	96.2%	95.2%	70.0%

薬物乱用防止教育の推進について

1 薬物乱用の情勢

- 青少年の覚醒剤・大麻事犯の検挙人員は近年増加傾向にあり、青少年への広がりが懸念されるなど、極めて憂慮する状況にあります。

(参考) 大麻事犯の検挙人員数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167	2,722
うち少年	184	234	214	164	82	67	61	80	144	211
うち中学生	1	2	5	11	1	0	0	3	3	2
うち高校生	48	48	34	18	15	18	10	18	24	32
うち20歳代	1,430	1,542	1,666	1,232	844	742	651	665	905	1,026

※「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168553.html>) を基に作成

2 薬物乱用防止教育の充実について

(1) 薬物乱用防止教室の充実強化について (資料1)

- 平成28年度における私立学校の薬物乱用防止教室の開催状況について、中学校42.2% (公立95.0%)、高等学校57.8% (公立97.3%) となっています。
- 近年の情勢を踏まえ、薬物乱用防止教育の一層の指導の徹底を図られるようお願いいたします。

(2) 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進について (資料2)

- 新入大学生等に対する啓発パンフレットについて、平成30年度から原則電子媒体で配布します。学生向けのポータルサイトへの掲示や電子メールでの配信等積極的な御活用をお願いいたします。

(参考) 第四次薬物乱用防止五か年戦略 (平成25年8月薬物乱用対策推進会議) (抜粋)

目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

(薬物乱用防止教室の充実強化)

- ・薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

平成28年度「薬物乱用防止教室」の開催状況

集計学校種：全校種

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H27開催率
合計	35,871	29,596	82.5%	81.0%
小学校	20,549	15,886	77.3%	76.2%
中学校	10,489	9,541	91.0%	88.9%
義務教育学校	25	25	100.0%	—
高等学校	4,756	4,104	86.3%	84.6%
中等教育学校	52	40	76.9%	78.0%

集計学校種：公立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H27開催率
合計	33,406	28,374	84.9%	83.3%
小学校	20,249	15,796	78.0%	76.8%
中学校	9,671	9,183	95.0%	92.8%
義務教育学校	25	25	100.0%	—
高等学校	3,430	3,339	97.3%	95.2%
中等教育学校	31	31	100.0%	96.7%

集計学校種：私立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H27開催率
合計	2,291	1,140	49.8%	49.3%
小学校	224	64	28.6%	29.3%
中学校	742	313	42.2%	40.2%
義務教育学校	—	—	—	—
高等学校	1,309	756	57.8%	57.8%
中等教育学校	16	7	43.8%	50.0%

集計学校種：国立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H27開催率
合計	174	82	47.1%	50.6%
小学校	76	26	34.2%	40.0%
中学校	76	45	59.2%	58.8%
義務教育学校	—	—	—	—
高等学校	17	9	52.9%	58.8%
中等教育学校	5	2	40.0%	50.0%

薬物のない学生生活のために

～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～



大 麻



知覚を変化させるが、恐慌状態(いわゆるパニック)を引き起こすこともある。乱用を続けると、勉強に支障をきたすだけでなく、記憶障害、人格変化を起こす。

MDMA



知覚を変化させる。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。

ヘロイン



皮膚が鳥肌立ち、全身の強烈な痛みと痙攣におそわれる(禁断症状)。大量に摂取すると死に至る。

コカイン



幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。

危険ドラッグ



覚醒剤、麻薬、大麻等と同様の危険性が指摘されている薬物。

幻覚性きのこ

(いわゆるマジックマッシュルーム)



幻覚を引き起こすこともあるが、呼吸困難を起こすことが多い。大量に摂取すると死に至る。

覚醒剤



幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃(フラッシュバック)することがある。大量に摂取すると死に至る。